コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

NLINKS Co.,Ltd.

最終更新日：2018年5月30日

Ｊ－エヌリンクス
代表取締役社長 栗林　憲介
問合せ先：取締役副社長兼管理本部長 栗林　圭介
証券コード：6578
https://www.n-links.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、当社の株主、取引先、従業員および様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進することが重要な経営課題であると認識しております。そのため当社では、企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システムおよびリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本に捉えたうえで、コンプライアンス体制を強化し、迅速かつ正確な情報開示の充実等に努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

コーポレートガバナンス・コードの基本原則については、全てを実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
栗林　憲介	700,000	35.00
栗林　圭介	520,000	26.00
株式会社ＫＫインベストメント	400,000	20.00
株式会社ケイアンドケイ	200,000	10.00
前川　英人	60,000	3.00
鹿内　一勝	60,000	3.00
花井　大地	60,000	3.00

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	栗林　憲介 栗林　圭介
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新

1．平成30年３月３日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っており、大株主の状況は分割後の株式数にて記載しております。

2．平成30年４月27日の当社株式の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場への新規上場に伴い、公募株式の発行および株式売出しが行われました。

3．平成30年年５月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書および平成30年５月14日付で公衆の縦覧に供されている訂正報告書において、栗林憲介氏、栗林圭介氏の両氏が次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されています。
【氏名又は名称(所有株式数)】
栗林憲介(650,000株)
栗林圭介(470,000株)

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期 更新	２月

業種 更新	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴田　幸夫	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田　幸夫	○	―――	柴田幸夫氏は、会計士としての豊富な経験および知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また、長年にわたり代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と内部監査部門は、毎年期末に、当該期のレビュー及び翌期の方針を共有する会議を実施しております。また、内部監査部門が各拠点に往査する際は、基本的には常勤監査役も同行し、内部監査状況を確認の上で、内部監査終了後、監査役監査を実施しております。
会計監査人、監査役、内部監査部門は、平成28年5月より3ヶ月毎に、三様監査ミーティングを実施しております。
なお、三様監査ミーティングでは、主として下記事項の情報共有を行っております。
⑴ 監査法人からの監査結果報告、今期の監査方針等
⑵ 内部監査の実施状況及び結果
⑶ 監査役監査の実施状況及び結果
⑷ 会社の経営状況及び課題等の情報共有

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱野　隆	他の会社の出身者													
武藤　浩司	公認会計士													
大濵　正裕	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

濱野　隆	○	―――	濱野隆は、企業の監査役としての豊富な経験があり、客観的かつ専門的な立場から意見及び助言を得ることを通じて当社の監査体制の強化を図ることができると考え、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。
武藤　浩司	○	―――	武藤浩司は、公認会計士の資格を有しており、会計を中心とした経営に関する経験と高い見識に基づき、経営の監督とチェック機能の強化を図ることができると考え、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。
大濵　正裕	○	―――	大濵正裕は、弁護士の資格を有しており、企業法務等の専門的な知識･経験等を活かして、当社の監査体制の強化を図ることができると考え、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、高い独立性を有していると判断した人物を独立役員として選任しております。
なお、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定する方針です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

経営参画意識と業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

業績への意欲向上を図るため、取締役、従業員にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、社内規定において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会において承認された報酬限度額の範囲において、当社の業績および本人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役を補佐する担当部署の設置および担当者の配置は行っておりません。社外取締役および社外監査役への連絡、情報提供等につきましては、管理本部より適宜行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社における企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査役会および会計監査人を会社の機関として置いております。

（取締役会）
当社の取締役は6名で構成されており、うち社外取締役は1名であります。定例の取締役会を毎月1回開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規則に基づき経営方針その他の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の遂行を監督しております。なお、監査役3名も取締役会に出席し、取締役の職務の遂行状況について、法令・定款に違反していないことのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

（監査役会）
当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち社外監査役は3名で構成されております。監査役会は、定例の監査役会を毎月1回開催しており、監査役全員は、取締役会に出席するほか、常勤監査役はその他の重要な会議に出席して、取締役等の意見聴取や資料の閲覧、主要な事業所等での往査等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。監査役会では、こうして得られた情報・報告等に基づき、監査役全員で協議しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の事業内容および規模等を鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期の発送に努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、2月決算であるため、定時株主総会は5月中に開催いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき課題と認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後、検討すべき課題と認識しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき課題と認識しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催し当社の業績や経営方針等の説明を行うことを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	実施すべく準備を進めており、上場日までに掲載する予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が担当部署となります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、全てのステークホルダーに対する行動規範として「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を定め、全役職員に周知徹底しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対し、適時、適切かつ公平に会社情報の開示を行うよう努めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、以下のとおり内部統制システムを構築し運用しております。

Ⅰ．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
・取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
・基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
・取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
・「内部通報制度規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
・金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
・反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
・使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

Ⅱ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
・情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
・「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

Ⅲ．当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理本部がリスク管理の主管部門として、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
・大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

Ⅳ．当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
・監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
・当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
Ⅴ．当社の監査役への報告に関する体制
・重要会議への出席
監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
・取締役の報告義務
(１)取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
(２)取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
a財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
b業績及び業績見通しの内容
c内部監査の内容及び結果
d内部通報制度に基づく情報提供の状況
e行政処分の内容
f上記に掲げるもののほか、監査役が求める事項
・使用人による報告
使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、当社子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査役に直接報告をすることができる。
a当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
b重大な法令または定款違反の事実
・監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止
監査役へ報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

Ⅵ．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役社長、会計監査人等と監査役の連携
代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
・外部専門家の起用
監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。
・監査役の必要経費
監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

【反社会的勢力排除に関する基本方針】
当社は、社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、断固たる態度で適正な業務を行うとともに、企業としての社会的信頼を高めるため、次のとおり基本方針を定め、反社会的勢力を排除します。
基本方針

1．当社は、反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。
2．当社は、反社会的勢力による不当要求は、断固拒否します。
3．当社は、反社会的勢力とは、当社業務に関係する一切の取引を行ないません。
社内の対応及び体制
役職員は、反社会的勢力との一切の関係をもってはなりません。
当社の不当要求防止責任者は管理本部長とします。
役職員は、相手が反社会的勢力と判明した時点、又は反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で不当要求防止責任者に報告します。
不当要求防止責任者は、不当要求等の報告を受けた場合、代表取締役社長に報告のうえ顧問弁護士及び外部相談先と連携して対応します。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
当社は、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力排除対応マニュアル」、「反社会的勢力調査マニュアル」を制定・運用し全役職員に周知しております。
当社は管理本部を反社会的勢力対応部署とし、管理本部長をその責任者としております。また、当社は公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加盟しており、日々、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。

